

くらし相談センターつなぐ重要事項説明書

「計画相談支援・障害児相談支援」

本重要事項説明書は、当事業所と指定計画相談支援サービス・障害児相談支援サービスに関する利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条及び第77条の規定、「障害者総合支援法に基づく指定特定相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」第5条の規定に基づき、及び「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」第24条の31第1項及び第2項の規定に基づき、事業所の概要や提供される相談支援の内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

※ 本事業所では、利用者に対して障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援サービス、及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援サービス（以下、「指定相談支援事業等」という。）を提供します。指定相談支援事業等の利用は、原則として介護給付費等の支給決定を受けた方が対象となります。

◆◆目次◆◆

1. 事業者の概要	1 P
2. 事業の目的と運営方針	1 P
3. 事業の実施区域	1 P
4. 営業時間	2 P
5. 職員体制	2 P
6. 当事業所が提供するサービス	2・3 P
7. 利用料金	4 P
8. サービスの利用方法	4 P
9. 利用者の記録や情報管理・開示について	4・5 P
10. 損害賠償保険の加入	5 P
11. 苦情等の受付	5 P
12. その他	5 P

合同会社 ここから

くらし相談センターつなぐ

当事業所は特定相談支援事業所・障害児相談支援事業所の指定を受けています。

指定特定相談支援事業所（第 0131402174 号）

指定障害児相談支援事業所（第 0171403447 号）

1. 事業者の概要

名 称	合同会社 ここから
所 在 地	〒040-0024 北海道函館市高盛町17番19号
代 表 者 氏 名	代表社員 岡嶋 大
設 立 年 月 日	平成30年10月16日
電 話 番 号	0138-86-6134
フ ァ ッ ク ス	0138-86-6136
ホ ー ム ペ ー ジ	https://www.kokokara-company.com
E - メ ー ル	kurashi.soudan.tsunagu@gmail.com

2. 事業の目的と運営方針

事 業 の 種 類	指定特定相談支援事業所 2019年5月1日指定 函館市第 0131402174 号 指定障害児相談支援事業所 2019年5月1日指定 函館市第 0171403447 号
事 業 の 目 的	在宅の利用者および障害児並びに利用障害児の保護者（以下「利用者等」という。）に対して、利用者等の委託を受けて、障害者総合支援法令及び障害児福祉法令の趣旨に従って、利用者等に対して、サービス等利用計画及び障害児支援利用計画（以下「サービス等利用計画等」という。）の作成を支援し、適切な保健、医療、就労支援、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）の提供が確保されるようサービス提供事業者との連絡調整その他の便宜を図ります。
事 業 所 の 名 称	くらし相談センターつなぐ
事業所の所在地	函館市高盛町17番19号
管 理 者 氏 名	三戸 誠一
電 話 番 号	0138-86-6134
フ ァ ッ ク ス	0138-86-6136
E - メ ー ル	kurashi.soudan.tsunagu@gmail.com
事業所の運営方針	（１） 当事業所の相談支援専門員は、利用者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行います。 （２） 事業の実施に当たっては、利用者等の心身の状況やその環境に応じて、利用者等の意向を尊重し、適切な福祉サービス等が、多様な事業者等から、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行います。 （３） 事業の実施に当たっては、利用者等の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行います。 （４） 事業の実施に当たっては、関係市町村、保健所、相談機関、他の指定相談支援事業者、障害者施設等の連携に努めます。
開 設 年 月 日	2019年5月1日

3. 事業の実施区域

通常の事業の実施区域は、函館市（旧4町村を除く）・北斗市・七飯町とします。

4. 営業時間

営業日	月曜日～金曜日 ただし、祝日、8/13～15、12/30～1/3を除く
受付時間	9時～17時 ※業務時間外の緊急相談等については電話等にて対応します。

5. 職員体制

当事業所では利用者に対する計画相談支援及び障害児相談支援を提供する職員として下記の職種の職員を配置しています。

職種	常勤	非常勤	資格及び受講状況
管理者	1名	0名	相談支援従事者研修 (現任研修) 終了
相談支援専門員	2名(うち管理者兼務)	0名	相談支援従事者研修 (現任研修) 修了

6. 当事業所が提供するサービス

(1) サービス等利用計画等の作成

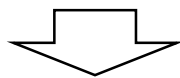
<対象者>

サービス等利用計画等の作成は福祉サービス等を利用する利用者等を対象とします。

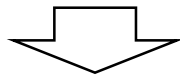
利用者等のご自宅を訪問して、利用者等の心身の状況、おかれている環境等を把握したうえで、福祉サービス等が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、サービス等利用計画等を作成します。また、福祉サービス等の支給申請をご希望される場合には、申請等を代行いたします。

<サービス等利用計画等の作成の流れ>

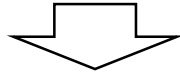
①利用者等の日常生活全般を支給する観点から、利用者等によるサービスの選択に資するよう、地域における指定障害福祉サービス事業者、指定障害児通所支援事業者、指定一般相談支援事業者に加え、地域住民による自発的な活動によるサービスの内容、利用料の情報を適正に提供します。



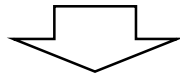
②利用者等及びその家族に面接して、利用者等の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等を確認し、利用者等の希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握を行います。



③把握した課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組み合わせについて検討し、利用者等及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類等を記載したサービス等利用計画等の原案を作成し、利用者等に交付します。



④支給決定等が行われた後に、支給決定等の内容に踏まえて変更を行ったサービス等利用計画等の原案に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集してサービス担当者会議を開催し、計画の原案の内容を説明するとともに、担当者から、専門的な見地からの意見を求めます。



⑤担当者から専門的な見地からの意見を求めたサービス等利用計画等の原案の内容について利用者等に対して説明し、文書により利用者等の同意を得た上で、サービス等利用計画等を完成し、利用者等並びに障害福祉サービス等の担当者に交付します。

(2) サービス等利用計画等の実施状況の把握及び計画変更

- ・利用者等及びその家族、福祉サービス等の事業者との連絡を継続的に行いつつ、作成したサービス等利用計画等の実施状況を把握し、定期的に再評価を行い、必要に応じてサービス等利用計画等の変更、関係者との調整、支給決定の更新申請等に必要な援助を行います。
- ・福祉サービス等の利用者負担額合計額を毎月算定し、利用者等並びに当該福祉サービス等を提供した事業者へに通知します。
- ・利用者等がサービス等利用計画等の変更を希望した場合、または事業者がサービス等利用計画等の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者等の双方の合意に基づき、サービス等利用計画等を変更します。

(3) 指定障害者支援施設、障害児入所施設若しくは精神科病院（以下、「入所施設等」という。）への紹介または地域生活への移行に係る情報提供

利用者等がその居宅において日常生活を営むことが困難となった場合または利用者等が入所施設等への入所又は入院を希望する場合は、入所施設等への紹介を行います。また、入所施設等から退所又は退院しようとする利用者等又はその家族からの依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう援助します。

7. 利用料金

①サービス利用料金

指定相談支援事業等に関する利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、市町村から介護給付費額を受領する場合（法定代理受領）は、利用者等の自己負担はありません。

事業者が介護給付費額の代理受領を行わない場合は、指定相談支援事業等の報酬告示上の額を一旦お支払いいただきます。この場合、利用者等に「サービス提供証明書」を交付します。（「サービス提供証明書」と「領収書」を添えてお住いの市町村に申請すると介護給付費が支給されます。）

②交通費

通常の実施地域外の地区にお住まいの方で、当事業所の指定相談支援事業等を利用される場合は、サービスの提供に際した交通費の実費をいただきます。

通常の事業の実施区域の範囲を超えた地点から片道１キロメートルにつき１０円

③利用料金のお支払い方法

前記②の料金・費用は、1 カ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日までにお支払い下さい。(1 カ月に満たない期間のサービスに関する料金は、利用状況に基づいて計算した金額とします。)

8. サービスの利用方法と留意事項

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話でお申し込み下さい。職員がお伺いし、契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

①お客様のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出下さればいつでも解約できます。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむ得ない事情により、サービス提供を終了させていただく場合がございます。その場合、終了1ヶ月前までに文書でご通知させていただくとともに、地域の他の指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者をご紹介します。

③自動終了

計画相談支援等給付費の支給が取り消されたときは、自動的にサービスを終了いたします。

④その他

お客様やご家族などが当事業所や当事業所の相談支援専門員に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

(3) 留意事項

①サービス提供時に、担当の相談支援専門員が、利用者等及びその家族に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮します。

②相談支援専門員についてお気づきの点やご要望がございましたら、当事業所のお客様相談窓口等にご遠慮なくご相談ください。

9. 利用者の記録や情報の管理、開示について

当事業所では、関係法令及び合同会社ここからの「個人情報に関する基本方針」に基づいて、利用者等及びその家族の記録や情報を適切に管理し、利用者等及びその家族の求めに応じてその内容を開示します。(開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者等の負担とします。) 保存期間は、指定相談支援事業等を提供した日から5年間です。

※当事業所における記録の項目は次のとおりです。

(1) サービス等利用計画等

(2) アセスメントの記録

(3) サービス担当国会議等の記録

(4) モニタリング結果の記録

(5) 利用者の障害の状態ならびに給付等の需給状況について、厚生労働省令で義務付けられた市町村への通知事項

- (6) 利用者等からの苦情の内容等の記録
- (7) 事故の状況及び事故に際しの対応の記録

閲覧・複写の受付	月曜日～金曜日 9時～17時 ただし、祝日、8/13～15、12/30～1/3を除く
----------	---

10. 損害賠償保険の加入

当事業所は、下記の損害賠償保険に加入しております。

加入保険会社名	あいおいニッセイ同和損保
加入保険内容	介護保険・社会福祉事業者総合保険

11. 苦情・虐待通報・相談等の受付について

(1) 当事業所における苦情・虐待通報・相談等の受付

サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に関するご相談、利用者等の記録等の情報開示の請求は以下の窓口で受け付けます。

くらし相談センターつなぐ お客様相談窓口	住所：函館市高盛町17番19号 受付担当者兼解決責任者：三戸 誠一 電話番号：0138-86-6134 ファックス：0138-86-6136 E-メール：kurashi.soudan.tsunagu@gmail.com
-------------------------	---

(2) 行政機関その他苦情受付期間

下記行政機関においても苦情・虐待通報等を受け付けております。

居住地の市役所	■函館市福祉サービス苦情処理委員事務局 住所：函館市東雲町4番13号 電話：0138-21-3297 FAX：0138-26-4090 (月～金(祝日除く)8:45～17:30) ■函館市福祉事務所障がい保健福祉課 住所：函館市東雲町4番13号 電話：0138-21-3302 FAX：0138-27-2770 (月～金(祝日除く)8:45～17:30)
北海道福祉サービス 運営適正化委員会	札幌市中央区北2条西七丁目かでの2.7 電話：011-204-6310

12. その他

- (1) 従業者は業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持します。
- (2) 従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとします。

指定相談支援事業等の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所

〈事業所名〉 ぐらし相談センターつなぐ

〈住所〉 函館市高盛町17番19号

〈説明者職氏名〉 相談支援専門員

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定相談支援事業等の提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

利用者（利用児）

〈 氏 名 〉

代筆者 (続柄)

〈 氏 名 〉

保護者または家族代表 (続柄)

〈 氏 名 〉